り仮名を付ける。
9　「住所（居所）」の欄は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。
10　日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名（名称）」の欄の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。
11　「（国籍・地域）」の欄は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が、「住所（居所）」の欄に記載した国・地域と同一であるときは、「（国籍・地域）」の欄は設けるには及ばない。
12　代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「代表者」の欄は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「代表者」の欄の次に「代理関係の特記事項」の欄を設けて、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。
13　「（令和　　年　　月　　日）」には、なるべく提出する日を記載する。
14　訂正によつて請求項の数が変更するときは、「４　代理人」の欄の次に「５　訂正後の請求項の数」の欄を設けて、訂正後の請求項の数を記載する。
15　第23条第２項において準用する特許法施行規則第27条第３項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「４　代理人」の欄の次（「５　訂正後の請求項の数」の欄を設けるときは、その欄の次）に「５　国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「○／○」のように記載する。
16　第23条第１項において準用する特許法施行規則第９条の３第１項の規定により包括委任状を援用するときは、「添付書類の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、２以上の包括委任状を援用するときは、「添付書類の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を繰り返し設けて記載する。
17　第23条第１項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「添付書類の目録」の欄に、当該証明書の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第１項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を、同条第２項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を記載する。
18　訂正をしたときは、右の余白に訂正字数を記載する。
19　とじ方は、左とじとし、容易に離脱しないようにとじる。
20　添付した訂正した明細書又は実用新案登録請求の範囲については、訂正により記載を変更した個所に下線を引かなければならない。

様式第８の２（第10条関係）

特　許 印　紙

実用新案法第14条の２第７項の訂正に係る訂正書

（令和　　年　　月　　日）

（　　円）

特許庁長官　　殿

1　実用新案登録番号
（無効　　－　　）
2　訂正の目的
3　実用新案権者
（識別番号）
住所（居所）
氏名（名称）
（国籍・地域）
4　代理人
（識別番号）
住所（居所）
氏名（名称）
5　削除をする請求項の表示
6　削除後の請求項の数
7　添付書類の目録

〔備考〕
1　「訂正の目的」の欄には、「請求項の削除」と記載する。
2　「削除をする請求項の表示」の欄には、「請求項１」のように、削除をする請求項に付した番号を記載する。
3　第23条第２項において準用する特許法施行規則第27条第３項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「６　削除後の請求項の数」の欄の次に「７　国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「○／○」のように記載する。

4　その他は、様式第８の備考１から５まで、７から13まで及び16から19までと同様とする。この場合において、様式第８の備考４中「「代理人」の欄の次」とあるのは「「削除後の請求項の数」の欄の次」と、読み替えるものとする。